

## 「犯罪被害者等の人権」学習を法教育として 公民科の授業に位置づける試み —みずから「法をつくる」ことを通じて人権の実現を目指す子どもたちを育てる—

有光 昭洋  
(兵庫教育大学大学院・社会系コース)

犯罪被害者の人権は、個人の尊厳と人権保障を掲げる日本国憲法の下で長く光をあてられることができなかったテーマである。本稿ではまず、犯罪被害者及び遺族や家族の実情と彼らの主体的な活動によって「犯罪被害者等基本法」が成立するまでの取り組みを整理する。次いで「犯罪被害者等の人権」学習を法教育の一つとする意義や目的を明らかにした上で、高等学校の公民科の中に位置づけることを試みる。

「犯罪被害者等の人権」学習は、みずからの権利を実現するために主体的に行動した人々の活動を追体験することを通して法をつくる意義を学ぶと同時に、法による問題解決の限界も学べる内容として構成した。また裁判員制度の実施に向けて、裁判員として求められる必要最低限度の知識が学習できるよう配慮した。

キーワード：犯罪被害者、人権、法教育、『はじめての法教育』、裁判員制度

---

有光 昭洋：兵庫教育大学大学院・社会系コース・大学院生, 〒673-1415 兵庫県加東市下久米942-1  
E-mail : m07167i@hyogo-u.ac.jp

---

## An Attempt to Place “Human Rights of Crime Victims” Learning among Civics Instruction as Law-Related Education: Encouraging Students to Aim at the Realization of Human Rights through Enacting a Law for Oneself

Akihiro Arimitsu  
(Master's Course in Social Studies at Hyogo University of Teacher Education)

Human rights of crime victim are a theme that has not been focused on for long time under the Japanese Constitution which touts the dignity of the individual and human rights security. First of all in this article, I arranged the actual circumstances of crime victims, their family and bereaved families, and activities before a basic law for supporting crime victims being established by their independent action. Then, after I made clear signification or aim to regard “human rights of crime victims” learning as a part of law-related education, I attempted to place “human rights of crime victims” learning among civics class in high school. “Human rights of crime victims” learning made us learn meaning of establishing a law throughout vicarious experience which people acted independently to realize their own rights. In the same instant it also constituted contents to learn limits of the problem solving by law. In addition, for enforcement of a lay judge system, this article paid attention to learn a minimal standard of needful knowledge as a lay judge will be wanted.

Key Words: crime victims, human rights, law-related education, initial law education, a lay judge system

---

Akihiro Arimitsu: Master's Course in Social Studies at Hyogo University of Teacher Education, 673-1415 Shimokume, Katou-shi, Hyogo 942-1 Japan. E-mail: m07167i@hyogo-u.ac.jp

---

## はじめに

現在, 2009年度の裁判員制度実施に向けて候補者への通知がおこなわれている。また, 犯罪被害者等が法廷に参加する新しい制度も2008年12月1日からスタートした。法務省, 裁判所, 弁護士会等によるパンフレットやDVDの作成, 模擬裁判, 教材作成など様々な取り組みもみられる(註1)。さらにテレビでも弁護士や裁判官が主人公となるドラマや法律相談的な番組がいくつも放送されている(註2)。それでは裁判員制度の対象となる刑事裁判に関して①刑事裁判における基本原則とは何か, ②被疑者・被告人の権利にはどのようなものがあるか, ③犯罪被害者及びその家族や遺族(以下「犯罪被害者及びその家族や遺族」をまとめて「犯罪被害者等」と記す)(註3)の権利として何が認められているのか, といった点について国民の理解はどうかというと, 必ずしも十分ではないと思われる(註4)。

とりわけ犯罪被害者等についてはマスコミ報道によってその一面だけが強調されると感じられる。たとえば山口県光市で起きた母子殺害事件では, 被害者の夫であり父親である本村洋さんの加害少年と量刑に対する怒りの声だけがクローズアップされた(註5)。しかし犯罪被害者等は加害者に対する怒りだけを抱えているわけではない。事件の真実を知りたい, 治療やリハビリ等にかかる費用の支援を受けたい, 裁判に参加したいといった思い, あるいは今日の生活費をどうするかといった切実な問題状況下で過ごしている。こうした中, 犯罪被害者等の主体的な活動が契機となって, ようやく「犯罪被害者等基本法」が制定されたのが2004年, 「犯罪被害者等基本計画」が策定されたのが2005年である。

本稿は, 個人の尊厳と人権保障を掲げる日本国憲法が長く光を当てることのなかった「犯罪被害者等の人権」に注目し, これを学校教育, とりわけ社会科や公民科の授業の中に法教育として位置づけることを試みるものである。

そのために, まず犯罪被害者等の置かれている問題状況を明らかにし, 憲法学における犯罪被害者等の人権について概観する。次いで「犯罪被害者等の人権」を法教育として学ぶ意義を明らかにし, 法務省の法教育研究会の成果である『はじめての法教育』(註6)の中での犯罪被害者等の扱いと問題点を整理する。これらをふまえて, 最後に「犯罪被害者等の人権」の学習計画の素案を提案することとした。

## 1. 犯罪被害者等をめぐる状況

### (1) 「犯罪白書」等に見る犯罪被害者等の状況

「犯罪白書」は1960年から48回発行されているが, 副題に「犯罪被害者」が登場するのは1999年版の「犯罪被害者と刑事司法」の1回だけである。これに対して「犯

罪者処遇」は14回登場している。

さて, この5年間の死傷別の犯罪被害者数は①, ②のとおりである。

#### ① 刑法犯被害者(死傷者別)数 \*交通事故を除く

	総数(人)	死者(人)	重傷(人)	軽傷(人)
2002年	48,130	1,368	3,655	43,107
2003年	48,097	1,432	3,731	42,934
2004年	48,190	1,397	3,479	43,314
2005年	44,465	1,354	3,174	39,937
2006年	43,160	1,284	3,046	38,830

2006年版「犯罪白書」, 2006年版及び2007年版「犯罪被害者白書」より作成

#### ② 交通事故死傷者数

	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
2002年	936,721	8,326	1,167,855
2003年	947,993	7,702	1,181,431
2004年	952,191	7,358	1,183,120
2005年	933,828	6,871	1,156,633
2006年	886,864	6,352	1,098,199

2007年版「警察白書」より作成

#### ③ 犯罪被害者等の状況

前述した1999年版「犯罪白書」は犯罪被害者等の状況を詳しく伝えている。その中から主なものを紹介する。

##### ○精神面への影響

殺人等及び業務上過失致死の遺族や強姦及び強制わいせつの被害者の多くが, 多様な精神的影響を受けている。たとえば殺人等の遺族では「何をする気力もなくなった」, 「病気になったり, 精神的に不安定になった」, 「食欲がなくなった」, 「夜眠れなくなったり, 悪夢に悩まされるようになった」, 「人と会いたくなかった」を50%以上の者が選択している。また, 「感情がまひしたような状態となった」, 「自分としての実感がないような状態となった」を選択した割合は, 殺人等及び業務上過失致死の遺族で30~40%台である。

##### ○生活面への影響

殺人等及び業務上過失致死の遺族のうち80%以上が何らかの影響があったと答えている。影響の内容として殺人等及び業務上過失致死の遺族は「家庭が暗くなった」(70%), 「子育てに影響があった」(20%), 「家庭が崩壊した」(10%)を選択している。また, 「引っ越しなければならなくなった」割合は強姦(26%)や強制わいせつ(13%)で高い。なお, 「仕事や学校を続けられなくなった」ものが強姦で18%ある。

##### ○加害者からの謝罪の状況

謝罪の割合は全体では50%である。しかし殺人等では「謝罪した」は25%, 「謝罪を求めた事もないし,

加害者側からも謝罪はない」が49%あった。なお、謝罪の方法は「代理人による謝罪」が最も多く54%である。殺人等及び業務上過失致死の遺族に対する謝罪以外の慰謝の方法としては、「通夜・葬儀への出席」が殺人等で21%，業務上過失致死で86%，「香典・お花代などの提供」が殺人等で36%，業務上過失致死で86%，「命日その他に墓参やご位牌・ご遺影などにお参り」が殺人等で13%，業務上過失致死で57%であった。

#### ○示談および賠償金支払いの状況

示談成立の割合は全体で36%であるが、殺人等では10%にとどまっている。また、「示談の申し出がなかった」割合は殺人等で66%となっている。

賠償金は31%が支払われていたが、殺人等では7%にとどまる。さらに殺人等では「全く支払いではなく、支払いの見込みもない」が69%であった。なお、業務上過失致死では、賠償金の支払い率は59%，「全く支払いではなく、支払いの見込みもない」は10%未満である。

なお、被害者側が加入していた保険から支払いを受けていない割合が53%となっている。

#### ○民事訴訟提起の状況

「起こしておらず、今後とも起こすつもりはない」とする割合が57%でもっとも高い。「起こした」と「今後起こす予定である」割合は、殺人等が26%，業務上過失致死が23%である。訴訟の理由は「加害者に謝罪や反省を求めるため」が最も高い。他方で「これ以上相手と関わりたくない」として訴訟を起こさないとするものも少なくない。

#### ○報道の受け止め方

全体の59%が「報道の内容は正確だった」とするが、殺人等では「真実でないことや、自分が言っていないことが報道された」が40%ある。また、「事件が公表されて迷惑した」は全体で22%であるが、殺人等では45%となっている。

#### ○裁判傍聴について

裁判を傍聴した被害者等は全体で19%，殺人等では66%となっている。傍聴したうちの74%が不満を感じている。主な内容は「加害者に反省の態度がみられなかった」，「被害者（遺族）の気持が考慮されていない」，「被害者側の言い分が反映されていない」である。

#### ○被害感情など

全体の64%が加害者を「許すことができない」とするが、殺人等では91%，強姦では84%となっている。逆に「許すことができる」とする割合は全体でも16%に過ぎず、特に殺人等、傷害等、強姦及び強制わいせつでは、いずれも10%未満である。

## (2) 犯罪被害者等のあゆみ

第二次大戦後の日本における犯罪被害者等への対応は、被害者の保護と自動車運送の健全な発達を目的とした1955年の自動車損害賠償保障法によってはじまり、1958年には刑法第105条の2の証人等威迫罪が新設された。

1966年、通り魔殺人事件で息子を殺害された市瀬朝一さんが中心となって被害者救済運動が起こり、翌年「殺人犯罪撲滅推進遺族会」が結成された。

1981年、殺人事件の遺族と重傷者を対象とした「犯罪被害者等給付金制度」が実現した。しかしその内容は加害者や労災その他の制度から補償を受られなかった被害者への一時金支給にとどまり、担当部署である警察に被害者に対する制度の通知義務がなかったことと相まって、犯罪被害者等の支援としては不十分なものであった。

1985年には国連総会が「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択し、欧米各国で被害者の支援制度が確立していく中、最高裁判所は1990年2月20日に刑事裁判と犯罪被害者の関係について「犯罪の捜査および検察官の公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、……被害者または告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にたらざれる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである」(註7)と述べた。すなわち最高裁は、犯罪捜査や刑事裁判は国家や社会の秩序を守ることが目的であり、被害者の利益擁護や損害回復のためにあるのではないと明言したのである。

1994年2月16日、後に「全国犯罪被害者の会」の一員として活動することになる岡本真寿美さんが犯罪被害に遭う(註8)。

1990年代後半に入って次第に犯罪被害者等への社会的関心が高まり、1996年2月、警察庁は被害者対策が警察の本来業務であることを明確化した「被害者対策要綱」を策定した。こうした中、1997年10月10日に岡村勲弁護士の妻、眞苗さんが殺害された(註9)。

1999年4月より検察庁が「被害者等通知制度」を施行、この年、政府は「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」を設置、翌年3月に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書～犯罪被害者と当面の犯罪被害者対策について～」をまとめた。なお、1999年には法律雑誌である『法律時報』および『ジュリスト』が犯罪被害者等に関する特集を組んでいる(註10)。

しかしながら司法制度改革審議会が1999年12月にまとめた「司法制度改革に向けて——論点整理——」は、「刑事司法は、本来、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、

公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑事罰の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することをその使命とする」と述べるにとどまり、犯罪被害者等への関心の高さは示されなかった（註11）。

さて、2000年に入って犯罪被害者等を取り巻く状況は大きく動き始める。まず、1月に犯罪被害者等でもある岡村勲弁護士らを発起人として「全国犯罪被害者の会」が誕生、第1回シンポジウムを開催した。この会は被害者の権利と被害の回復制度の確立を目指し、これまでに毎年のシンポジウム開催、ヨーロッパへの調査団の派遣、附帯私訴等を求める街頭署名、マスコミ研修や各種研修会等での講演活動をおこなっている。また、内閣府が設置した「犯罪被害者等施策推進会議」には、会の代表幹事である岡村弁護士が専門員として参加している。

次いで5月12日「犯罪被害者保護二法」が成立した。これは「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」と「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律」から成り、犯罪被害者等への社会的関心の高まりを背景に「被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ること」を目的とする法整備であった（註12）。

さらに7月には警察庁が「犯罪被害者支援に関する検討会」を立ち上げた。また9月には「全国犯罪被害者の会」が「犯罪被害者は訴える—犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて」と題した第2回シンポジウムを開催、犯罪被害者等の一人である岡本真寿美さんが自身の体験を語って大きな反響を呼んだ。さらに、「全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム」が政財界を中心結成され、「全国犯罪被害者の会」を経済的に支援することになった。

2001年には「改正犯罪被害者給付金制度」が実施された。これは、給付水準の引き上げ、事件後3ヶ月間の医療費を国が犯罪被害者支援給付金を通じて支払うしくみ、犯罪による負傷治療の場合も医療機関が健康保険を使うことを明示するなどの内容を持っていた。

とはいえる、この年の6月にまとめられた司法制度改革審議会による「司法制度改革審議会意見書——21世紀の日本を支える司法制度——」の「II 国民の期待に応える司法制度」は、「刑事司法においては、従来、被害者の権利保護という視点が乏しかった面があるが、近時、この問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せ、被害者やその遺族に対する一層の配慮と保護の必要性が改めて認識され、そのための諸施策が講じられつつある（犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の設置、いわゆる犯罪被害者保護に関する二法の成立など）。刑事手続きの中で被害者等の保護・救済に十分に配慮していくことは、

刑事司法に対する国民の信頼を確保する上でも重要であり、今後も一層の充実を図るために、必要な検討を行うべきである」と記す程度で、附帯私訴や公訴参加制度といった具体的な施策の検討や提案はなされなかった（註13）。

2002年1月には日本における犯罪被害者等に対する民間支援組織の先駆けとなる「ひょうご被害者支援センター」が設立された。

この年は「全国犯罪被害者の会」が大きな活動に取り組んだ年である。1つ目は、附帯私訴と公訴参加制度を日本に導入するための課題や方法を明らかにする目的で「全国犯罪被害者の会・ヨーロッパ調査団」をドイツとフランスに派遣したことである。調査団は帰国後に「ヨーロッパ調査報告書—被害者の刑事手続への参加を目指して」をまとめた。2つ目は犯罪被害者のための公訴参加や附帯私訴を求める街頭署名を開始したことである。署名活動は2003年の4月までおこなわれ、最終的には約56万人分の署名が森山法務大臣（当時）に提出された。

なお、この年の秋にはNHKが犯罪被害者等に関する特集番組を3本放映している（註14）。

2003年6月には「日本犯罪被害者学会」が「被害者への刑事司法への参加」をテーマとする年大会を開催。7月には「全国犯罪被害者の会」のメンバーが小泉首相（当時）と直接会談、9月には法務省が「犯罪被害者保護施策研究会」をスタートさせた。また、堺市議会が国に対して「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を自治体として初めて採択。これが契機となって100を超える自治体が同様の意見書を採択した。

この年の10月には日本弁護士連合会の第46回人権擁護大会（註15）が開催された。第一分科会は「あなたを一人にしない！犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求めて」をテーマとし、岡村勲弁護士と岡本真寿美さんが基調講演をおこなった。その後の討論では「被害者は最大の利害関係人であるから、適正な刑罰を求めるだけ、被告人の主張に反論を加えたいという意思をできるだけ刑事手続上に反映させるべき」という岡村弁護士の主張と、「真実究明は本来検察官の役割である一方、被害者の訴訟参加は予断を持ちこむおそれが大きいから基本的に反対」という主張が対立した。しかし総会では「国に対して、犯罪被害者について、情報提供を受け、被害回復と支援を求めることが権利として位置づけ、国及び地方公共団体が支援の責務を負うことを明記した犯罪被害者基本法を制定することなどの施策を求める」ことが決議された。（註16）

2004年に入り、自民党司法制度改革調査会の「経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会」が犯罪被害者プロジェクトチームを組んで集中審議を開始した。6月8日の中間報告では犯罪被害者等は保護や支援の対象と位置づけられていたが、15日の「犯罪被害者のため

の総合的施策の在り方に関する提言」では、犯罪被害者等は権利の主体であること、また国による支援の責務等が明記された。

そして、この年の12月「犯罪被害者等基本法」が成立した。「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることが少なくなかった」との認識に立つこの法律は、個人の尊厳を重んじた処遇を事情に応じて途切れることなくおこなうことを基本方針とし、「全国犯罪被害者の会」が求め続けてきた附帯私訴や公訴参加の方向性も明確に示すものであった（註17）。

この法律を受け、翌年4月には内閣府に「犯罪被害者等施策推進会議」が設置され、12月には「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された（註18）。

その後、「犯罪被害者等基本計画」に基づく様々な検討や研究が重ねられ、2007年に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立した。主な内容は次のとおりである。

- 刑事裁判の手続きを利用して民事の損害賠償請求ができる「損害賠償命令」の新設
- 被害者等が刑事裁判に直接関与できる制度としての「被害者参加」の新設
- 公判記録の閲覧・贋写条件緩和と範囲拡大の法改正
- 被害者（特に性犯罪被害者等）に関する情報（実名等の特定事項）保護の強化を図る法改正

以上概観してきたように、戦後50年あまりにわたって放置されてきた犯罪被害者等の権利は「全国犯罪被害者の会」の結成とその活動が契機となって、「犯罪被害者等基本法」に結実したのである。

### （3）犯罪被害者等に対する諸外国の取り組み

ここでは、諸外国における支援制度のはじまりと理念および現在の制度を中心に紹介する（註19）。

#### ① ドイツ（註20）

ドイツにおける犯罪被害者支援は、1976年の被害者への経済的支援をめざした「暴力犯罪被害者補償法」はじめとする。しかし刑事裁判において被害者が「証拠品の一つ」として扱われる状況に変わりがなかったため、被害者が当事者として刑事手続に参加できることを定めた「被害者保護法」が1986年に制定された。「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である」（ドイツ憲法第1条）という立場に立つこの法律は、犯罪被害者の法的地位を飛躍的に高めた。また法制定の背景として、裁判は被害

者の利益保護のためにもあるという考え方が一般化したことあげられる。

現在のドイツの刑事訴訟法は第5編「被害者の手続参加」において、公訴参加（訴訟参加）、附帯私訴、私人起訴（私人訴追）を定めている。

なお、犯罪被害者等の権利確立にあたっては、1976年に設立された民間の被害者支援団体「白い環」が果たした役割は特筆に値するものがある。「白い環」は現在もドイツの犯罪被害者等の支援の中心となって活躍している。

#### ② フランス（註21）

フランスにおける施策は一般的には1982年にはじまったとされる。この国の特徴は、第一に犯罪被害者の保護と犯罪者の社会復帰の問題を相互補完的なものとしてとらえる点、第二に被告人にさまざまな権利が認められる以上、被害者にも被告人と同様の権利を保障すべきだとする点、第三に国民の信託により社会秩序を維持する義務を負う国家は、刑事司法に対する国民の信頼確保が重要な課題となるが、そのため犯罪被害者の刑事手続への参加の実現等を通して国民全体の信頼を確保すべきだとする点である。

現在、犯罪被害者等が刑事手続の当事者になるためには、公訴を提起させるための私訴と附帯私訴という2つの方法が整備されている。

#### ③ アメリカ（註22）

アメリカでは長く証人の地位に過ぎなかった犯罪被害者の地位は1970年代以降に改善され、被害者補償や被害者支援のプログラムが広まった。その後、司法システムへの参加や権利保護の不十分さが認識され、1982年には「被害者及び証人保護法」が制定された。1990年に制定された「犯罪被害者法」は、連邦レベルでの最初の被害者の権利章典である。

現在は、法執行機関による被害者等への情報提供のしくみがある。また、被害者は刑事裁判出席の権利と量刑手続への関与が認められ、殺人や傷害事件などでは意見陳述も可能である。さらに裁判所は刑事事件において被害者への損害回復を刑罰として命ずることができる。その他、州レベルでは修復的司法を目指す被害者・加害者和解プログラムなども整備されつつある。

## 2. 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等の過酷な状況に思いをはせるとき、誰もが彼らの立場に共感し、適切かつ十分な対応がとられることを願うであろう。しかしながら、そのことがただちに「犯罪被害者等の人権」を導くわけではない。戸波江二は犯罪被害者の人権について憲法学のレベルで次のよ

うに考察を加えている（註23）。

まず、憲法学の世界で被害者に関する研究や議論がこれまでほとんどなかった理由について、「憲法に被害者の人権を保障する規定がなかったこと」（註24）と「『被害者』の人権を一つの人権論として構成する理論の枠組みが従来の人権論にみられなかったという事情」（註25）を示した上で、「被害者の権利を法律によって保障することを超えて、憲法上の権利として被害者の人権を位置づけることに努めるべきである」（註26）との立場に立つ。

次いで、被害者の権利保障の内容と人権の性質に注目して分類し、また、「被害者」という特定のグループが権利の主体であることに関して「被害者の実際の境遇を考慮し、人間の尊厳の原理に見合った配慮が特に必要だと考えるならば、被害者の人権という特別のカテゴリーを憲法上も設けることには十分理由があるといわなければならない」（註27）と述べている。

最後に、被害者の人権を憲法上に根拠づける3つの考え方を紹介、検討している。

- a. 幸福追求権（13条）、適正手続原則（31条）、裁判を受ける権利（32条）によるもの。いずれも十分ではないとする。
- b. 生存権（25条）の定める社会国家原理によるもの。この原理から人権保障と人権を導くことについては検討すべき課題が残るとする。
- c. 国家人権保護義務論によるもの。ドイツの議論を紹介した上で、日本国憲法の解釈論に取り入れることの妥当性について「現代の人権保障においては、以下の理由から、保護義務論をむしろ積極的に評価していくべきであろう」（註28）と述べ、（i）現代国家の民主化の進展、（ii）国家任務の多様化と拡大、（iii）現代における人権侵害の社会化の傾向、（iv）人権理論の現代的展開、を示している。

憲法学が長く光をあてることのなかった犯罪被害者について、1999年の段階で単なる保護や救済の対象ではなく権利の主体と認め、憲法の条文として明記することも視野に入れた考察をおこなった戸波の先進性は高く評価できる。また、権利保障の内容や権利の性質による分類によって法律レベルでの支援制度実現の可能性を示唆している点は、その後の「犯罪被害者等基本法」等の成立によって実証されたといえる。

しかしながら第一に、憲法改正については「犯罪被害者等基本法」の成立後、犯罪被害者等の要求の柱であった附帯私訴や公訴参加を実現するための法律が誕生している状況を踏まえての検討が必要であろう。たとえば長谷部恭男は昨今の憲法改正の動き（註29）に対して、法律の制定等によって保障された権利を改めて憲法で規定

することはシンボリックな意味にすぎないのではないかと指摘する（註30）。さらに「憲法の文言を変えること自体に意味があるかのような振りをするのはやめ、文言を変えた結果はどうなるのか、というあまり面白くはないが、肝心な問題に注意を向けるべき」（註31）という指摘もおこなっている。犯罪被害者等の人権に関する条文が規定された場合の影響については、人権論全体での検討も必要であろう。

それに関連して、第二に戸波が提唱する国家の人権保護義務論の導入について、人権保護を大義名分とした国家権力による個人の自由への介入をもたらす危険性が指摘できる。たとえば西原博史は保護義務論が「治安維持やテロ対策は、国家や社会の側を守るために活動ではない、個人の生命やその他の人権を保護するための活動であって、根拠を個人の人権そのものの中に有する」（註32）という視点に立つと理解した上で、「劇薬」であることを指摘する。すなわち、近年、世界レベルで人権理念を取り巻く意識構造が不安定化し、日本でも「自由」の論理から「保護」の論理への転換がはかられようとしている状況下で保護義務論を唱えることは、国家権力を人権保護の名の下で解放して原理的に好きな時に好きな形で市民生活に介入することを認める大前提に立つことになると警鐘を鳴らしている。

また、戸波は犯罪被害者本人に限定して議論を展開しているが、現実の問題状況の中には被害者の家族や遺族に関わる事柄も多数ある。家族や遺族の権利については今後の検討課題のひとつであろう。また、台風や地震などの自然災害、武力紛争、薬害などによる被害者等とのバランスについても検討していく必要がある。

以上のように憲法学の世界では「犯罪被害者等の人権」については今後、検討を進めるべき点が多い。しかし、このことは「犯罪被害者等の人権」を否定するものではなく、むしろ社会的関心の高まりや一つひとつの法的措置の充実によって日本国憲法における位置づけがはっきりしていくと考えるのが適切であろう（註33）。

### 3. 「犯罪被害者等の人権」と法教育

「犯罪被害者等の人権」を近年注目されている法教育（註34）の視点から位置づけるとすれば、みずからの権利を実現することをめざして「人権主体としての個人」として行動した人々の活動を追体験することを通じて「法をつくる」ことの可能性と意義を学び、民主的な社会の形成者として必要な資質を養うものといえる（註35）。

法教育研究会の委員を務めた橋本康弘は、市民社会形成の核となりうるのが法の学習であるとし、「法を静的に見る態度を養い法を無批判に受け入れる可能性のある現行法制度を理解するだけでなく」、次の6つの学習が必要であると述べている（註36）。

- a. 法が実際に社会の中でどう機能し、どのような機能不全をきたしているかを理解する学習。
- b. 法制度設計に必要不可欠な法原理を理解する学習。
- c. 現行法制度を他国の法制度と比較することで現在の自国法制度を対象化し現行法制度を理解、吟味（歴史的アプローチ）する学習。
- d. 問題がある（問題があるとされている）現行法制度について、他国の法制度や自国の過去の法制度、法制度の背景にある法原理や法規範（規準）に照らして、その改善策を考察し策定する学習。
- e. 様々な紛争を法的な視点（道具）を用いて主体的合理的に解決し、また解決のためのルールをつくる学習。
- f. 法制度の改善策について考察し、社会で実現できるよう行動する学習。

「犯罪被害者等の人権」の学習は、現実の問題状況の認識を通じて法の不備や機能不全を発見・理解し、既存あるいは新たな法原理に基づいて他国の法制度との比較をおこないながら、現行の法制度の改善策と新たな法を生み出していく活動を追体験する内容を備えている。よって、橋本が示す学習内容を満たす教材の1つになると考えられる。

#### 4. 「犯罪被害者等の人権」と『はじめての法教育』

法教育研究会による『はじめての法教育』は、法教育を推進していくにあたって一定の基準となる内容を備えている。しかしながら「犯罪被害者等の人権」という視点からみると問題がないわけではない。ここでは「司法」に関する内容について、いくつかの問題点を指摘したい。

##### （1）「法教育が目指すもの」について

『はじめての法教育』は、法教育で取り扱うべき領域を4つ示している（註37）。そのうち司法に関しては「法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる」と述べている（註38）。

ここで注目すべきは、司法の目的が「法秩序の維持・形成を図る」とされている点である。これは法教育研究会が、1990年の最高裁判決——「犯罪の捜査および検察官の公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるもの」——と同じ立場に立っていることを意味している。つまり「侵害された権利を救済する」ことは、司法の目的を実現する手段という位置にとどめられ、たとえ裁判によって犯罪被害者等が何ら

かの権利救済を得るとしても、それは「反射的にもたらされる事実上の利益」に過ぎないという理解である。この理解に基づいて司法に関する教材が作成されるということは、犯罪被害者等の実情や権利が扱われれない可能性が高くなるといわざるを得ない（註39）。

##### （2）「単元の指導計画」について

『はじめての法教育』は「司法」単元を3時間で構成している（註40）。具体的には、第一時「紛争はどのように解決されるか」、第二時「当事者の主張を聞いて判断しよう」、第三時「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」である。

この3時間を紛争当事者の視点でみると、第一時「友達同士のけんか」は第三者をはさんで当事者同士の話し合いによって解決する形になっており、当事者が紛争解決に直接かかわっていることがわかる。第二時は交通事故を扱った民事裁判が想定されている。実際の裁判では加害者と被害者の双方が弁護士を依頼することが大半であるため代理による主張になるが、あくまでも当事者が紛争解決に関わることがわかる。

ところが第三時では傷害事件を扱った刑事裁判が想定され、当事者の一人である被害者は法廷から姿を消す。「刑事裁判が、犯罪に対する处罚という公益的な事柄に関する裁判」（註41）であるという立場に立つ以上、犯罪被害者等は子どもたちの学習の対象とならない。したがって「事件発生から判決に至る過程において、裁判官、検察官、被告人、弁護人がどのような役割を担うかをまとめ」（註42）学習の中にも、当然のことながら犯罪被害者等は登場しない。

##### （3）「単元の指導計画」第三時について

刑事裁判を扱う第三時に注目すると、傷害事件の事例で被害者Xと加害者Yが登場するが、被害者Xは早々に学習の舞台から姿を消す。関係する学習活動を示すと次のようになる（註43）。

- ①「XさんがYさんの刑事责任を問いたいと思ったら、Xさんは自分でYさんを探して裁判所に訴えないといけないのかな。」  
⇒「個人で勝手にYさんを处罚することはできない。  
犯罪は、公益にかかわる事柄であるので、警察・検察という捜査機関が犯人を捜して处罚を求める必要がある。」
- ②「Xさんが街で、たまたまYさんを見つけた場合、自分で逮捕してもいいのかな。」  
⇒「原則として警察などの捜査機関が逮捕する。」
- ③「それでは、ワークシート7-1に民事裁判の場合にYさんを訴えるのは誰か、刑事裁判の場合に訴えるのは誰か、それぞれ書きなさい。」

⇒「民事裁判は被害を受けた当事者が訴えを起こすが、刑事裁判は検察官が起訴することを理解する。刑事裁判では、真実発見のため、捜査権限を国家が独占しており、一方で立証責任は、すべて検察官にあることを理解する」。

④「刑事裁判には、裁判官・検察官・被告人・弁護人がかかわっています。それぞれどんな役割を果たしますか。ワークシート7-2に書きなさい」。

学習活動③では「刑事裁判では、真実発見のため、捜査権限を国家が独占」と説明が加えられ、犯罪被害者等の権利救済に関する言及はない。また、刑事裁判の舞台に検察官が登場することで被害者Xは学習対象から姿を消す。さらに④のワークシートには「犯罪被害者等」の欄はなく、子どもたちは現行法で認められている優先的な裁判傍聴、証言にあたっての配慮、意見陳述についてすら学ぶ機会が奪われている。

以上のように、この指導計画では当事者である犯罪被害者の捜査・逮捕・起訴・公判への不参加を前提として学習が進められる。また、犯罪被害者の具体的な状況も登場しない。したがって「犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれる。犯罪等によってゆがめられた正義と秩序を回復するための捜査・公判等の過程で、犯罪被害者等は負担を負い、時には配慮に欠けた対応による新たな精神的被害(二次被害)を受けたり、名誉感情を傷つけられながら、自らの正義の回復に期待してこれに耐えていく」(註44)ことに子どもたちが気づく可能性は低い。欧米諸国では公訴参加や附帯私訴はすでに当然のこととなっている。ところがこの「司法」単元では、「犯罪被害者等基本法」の基本理念及び「犯罪者等基本計画」に定められたさまざまな施策について、まったく考慮されていないのである(註45)。

## 5. 「犯罪被害者等の人権」を授業にする

ここでは現行の学習指導要領のもとで高等学校において「犯罪被害者等の人権」を学ぶ場合の位置づけ、単元目標、学習計画の骨組を提案してみたい。

### (1) 単元の設定と扱い

#### ①公民科の「現代社会」「政治経済」

「現代社会」で「犯罪被害者等の人権」を扱うとすれば、「(1) 現代に生きる私たちの課題」、または「(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方」の「ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理」でとりあげることが考え

られる。また、「政治経済」で扱うとすれば、「(1) 現代の政治」の「ア 民主政治の基本原理と日本国憲法」、または「(3) 現代社会の諸課題」の「ア 現代日本の政治や経済の諸課題」でとりあげることが考えられる。

#### ②「総合的な学習の時間」やLHR

「犯罪被害者等の人権」は、「総合的な学習の時間」やLHRの人権学習(註46)としてとりあげることもできる。その際、犯罪被害者等や支援活動に携わっている関係者を学校に招いての講演会も検討されてよいであろう。また、保護者に対して広く参加を呼びかけて講演会と授業公開を同日開催することで、幅広い年齢や社会的立場の意見交換が可能になる。

### (2) 単元目標(註47)

- 犯罪被害者等の置かれた問題状況と彼らの主張の正当性を認識した上で、問題解決に向けた活動をたどり、「犯罪被害者等基本法」などの法律や施策の概要を理解する。
- 刑事裁判に関する基本事項ならびに被疑者・被告人、被害者等の基本的な権利を理解する。
- 現代社会に対する関心を高め、みずから社会の一員として「法をつくる」活動などを通じて人権の保障や実現に主体的に参加していくとする意欲を育てる。

### (3) 学習計画の骨組

本稿では、「現代社会」の大項目(1)「現代に生きる私たちの課題」または「政治経済」の大項目(3)「現代社会の諸課題」の「ア 現代日本の政治や経済の諸課題」で扱うことを想定した学習計画を提案する(註48)。

#### [1 時間目]

##### ・学習の概要

犯罪被害者等の置かれた現実との出会いと問題状況の認識、日本国憲法の人権規定と歴史性の理解。

##### ①犯罪被害者等ってどんな人なのだろうか?

- 岡田真寿美さん、岡村勲さんの体験記録を読み、怒り・不安などの内容を箇条書きにまとめる。
- 「犯罪白書」や「犯罪被害者白書」を利用しながら犯罪被害者等の実数や問題状況を知る。
- ⇒犯罪被害者等の実情を認識する。

##### ②日本国憲法の中に犯罪被害者等の人権に関する明文規定があるだろうか?

- 犯罪被害者等に関する規定がない理由、また規定がなければ「無視」してもよいのかを考える。
- 被疑者や被告人の権利や刑事手続が細かく定められている理由を考える。
- ⇒過去の経験を踏まえて憲法の条文が定められていく

ることを知る。また、新しい状況に対応して人権の内容が充実していく可能性に気づく。

### [2時間目]

#### ・学習の概要

犯罪被害者等に関する問題状況を整理し、解決への方途を探る。また、彼らの主張の正当性について検討する。

#### ①犯罪被害者等は何を望んでいるのだろうか？

○犯罪被害者等の怒りや不安を対象ごとに整理し、要求として書き直す。

例) 加害者：謝罪、損害賠償、刑罰の受容と更生  
警察：捜査上の配慮、マスコミ対応の相談  
裁判所：傍聴の優先、公判記録の閲覧やコピー、  
公訴参加や附帯私訴の実施

病院：適切で十分な治療、治療費への配慮  
役所：支援制度や相談窓口に関する情報提供、経済的支援

マスコミ：強引な取材や興味本位の報道の禁止

#### ②犯罪被害者等の要求を実現するためにどうしたらよいだろうか？

例) 関係機関に直接訴える、署名活動、投書、デモ、国会議員に訴える、マスコミに取り上げてもらう、他国の状況を調べる

⇒他者の支援を待つ方法もあるが、自ら行動する方法もあることに気づく。

#### ③犯罪被害者等の要求には正当性があるだろうか？

○日本国憲法から頼りになりそうな条文を見つけて、正当性を論じてみよう。

⇒要求を実現するためには、多くの人を納得させる理由や根拠が必要なことに気づく。

### [3時間目]

#### ・学習の概要

「犯罪被害者等基本法」制定までの経緯と法律の内容を理解する。

#### ①犯罪被害者等はどんな活動をおこなってきたのか？

○2000年までの国の施策・法律を確認する。  
○「全国犯罪被害者の会」の活動を年表や新聞記事等の資料を使いながら追体験する。

例) シンポジウム開催、街頭署名活動、政党や議員への協力要請、ヨーロッパへの調査団派遣

○自分が考えた方法と実際の方法を比較する。  
⇒法律制定までの様々な活動や困難に気づく。

#### ②「犯罪被害者等基本法」、「犯罪被害者等基本計画」はどんな内容なのだろうか？

○「犯罪被害者等基本法」と「犯罪被害者等基本計

画」の概要を理解する。

⇒犯罪被害者等に対する基本的な立場を確認する。

#### ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」

⇒犯罪被害者等の要求のうち、何が実現されようとしているかを確認する。

#### ③犯罪被害者等の要求や活動は正しかったのか？

○日本国憲法の13条、25条、31条、32条等、また諸外国の状況を参考しながら考える。

⇒「犯罪被害者等の人権」が発展途上（生成過程）にあることに気づく。

### [4時間目]

#### ・学習の概要

法の意義と限界および刑事裁判について考察する。

#### ①犯罪被害者等が苦しみを我慢していたらどうなっていただろうか？

例) 誰かが気づいて何とかしてくれるまで苦しみが続いている。

⇒主体的な行動の重要性を確認する。

#### ②犯罪被害者等の法的な要求が実現すれば、すべての問題が解決するだろうか？

例) 殺された人は生き返らない。傷ついた心や身体が完全に癒されることはない。

⇒法の意義と限界に気づく。

#### ③裁判員になる前に何を知っておくべきだろうか？

○犯罪と刑罰（死刑制度）、裁判について考える。

⇒犯罪や刑罰、裁判というしくみは人間が作り出したものであることに気づく。

○裁判員を務めるために刑事裁判の基本原則、被疑者・被告人の権利、犯罪被害者等の権利を理解する。

⇒法的なものの考え方や見方を意識する。

#### ④学習のまとめ（選択学習）

○犯罪被害者等の実情を仲間に伝える冊子を作る。

○岡田真寿美さん、岡村勲さんへ手紙を書く。

○自分が犯罪被害者等になった時の相談先や支援のしくみ、犯罪被害者に認められている権利等を調べて仲間に紹介する冊子を作る。

### [発展学習（紙上討論）]

○私たちにとって、より安全な社会を築くためにはどうすればよいだろうか（註49）。

#### (4) 「法教育」としての「犯罪被害者等の人権」学習

ここまで提案してきた「犯罪被害者等の人権」学習は、法教育の授業としての条件を備えているであろうか。

早くから法教育の研究に取り組むと同時に高等学校の現場で法教育の実践に意欲的に携わってきた渡邊弘は、法教育の授業に求められる条件を次のように示している(註50)。

- a. 法に対するイメージを覆す
- b. 生徒にとって切実なテーマを導入とする
- c. 本物に触れる機会を意識的に用意する
- d. 議論を巻き起こすテーマ設定
- e. 生徒の価値選択の尊重と、相対主義的思考や不可知論の克服

「犯罪被害者等の人権」学習をこの5つの点からみると、まず「法に対するイメージを覆す」は、被疑者や被告人の権利が保障されている以上、被害者等の権利の保障と法的な支援は当然であろうという生徒の予想を見事に裏切ってはじまることになる。2つ目の「生徒にとって切実なテーマを導入とする」は、生徒の誰もが犯罪被害者等になる可能性を持っていること、また裁判員・被告人として法廷に立つ可能性を持っていることから切実なテーマとみることができる。3つ目の「本物に触れる機会を意識的に用意する」は、各学校の立地条件等によっては難しいと思われるが、たとえば学習計画で示した「手紙を書く」といった活動を通して関係者と直接アクセスする方法なども考えられる。4つ目の「議論を巻き起こすテーマ設定」は、発展学習における「安全な社会」の紙上討論が該当すると考えられる。安全を限りなく求めていくと個人の自由が限りなく制限されていく。安全と自由はどちらも重要な事柄であるが100%の両立は困難である。そうであるとすれば、どこで両者のバランスをとるかについて生徒の生活体験や価値観によって様々な主張がなされることが予想される。5つ目の「生徒の価値選択の尊重と、相対主義的思考や不可知論の克服」は、前述した「安全な社会」の議論の中で求められる。その際、価値判断にあたっては、法が一定の基準になることも学べるであろう。

以上のように「犯罪被害者等の人権」の学習は法教育としての条件を備えていると考えられる。

さらに、学習を通して育成する力を考える際、たとえば高倉良一が示した「教員養成学部の学生に求められるリーガルマインド」に関する次のような整理が参考になる(註51)。

- a. 問題とされる事柄の中から本質的な「争点を固定し、議論や紛争の幅を狭め、制約していく」思考であり、「重要なものと重要でないものを選び分け、重要な問題点に思考を集中する」こと

- b. 限定された問題点を多角的に考えることができる能力。「争点をめぐって対立する複数の主張のすべてに耳を傾けた上で、最善の解決を発見しようとする」態度(バランス感覚)
- c. 客観的な証拠に基づいて自己の主張を展開する能力
- d. 「問題処理にあたって、手続きの適正に留意しながら客観的ルールの画一的適用をめざす」こと
- e. 正しいことを主張するという勇気をもち、それが実践できる行動力
- f. 法的な問題解決には限界があるということを認識できることになること

以上6つのうち「犯罪被害者等の人権」学習は、犯罪被害者等の具体的な問題状況から法的な要求を抽出していく点、具体的な問題状況に基づき日本国憲法や欧米の被害者支援のための法制度を根拠としながら自らの主張を示す点、犯罪被害者等の活動を追体験し、要求の一定の実現を果たすという点で、犯罪被害者等に対するいかなる法であっても最終的に失われた生命の復活や傷ついた心の完全なる修復をもたらさないことに気づく点と、少なくとも4つの力の育成につながると考えられる。

#### まとめにかえて

「犯罪被害者等の人権」学習を法教育のひとつとして授業に導入する際に必要な条件を3つ指摘してまとめにかえたい。

1つ目は、法学研究者が積極的にかかわる必要性である。現在でも教材作成にあたって法律実務家として弁護士や司法書士の参加はあるが、現在進行中の法に関する論争や立法途上にある問題をカバーすることは難しいと考えられる。前述した「司法」教材も、刑法研究者の関与があれば犯罪被害者等を組み込んだ教材となっていた可能性がある。

また、「犯罪被害者等の人権」は憲法研究者であれば「司法」の領域ではなく、「ルールづくり」の領域での教材化が提案できていた可能性もある。このように教材開発の最初の段階でのアドバイスも期待できる(註52)。

2つ目は、法教育担当者養成の必要性である。たとえば学習計画で提案した法の意義や限界あるいは自由と安全の関係に関して十分に指導できる教員は大変少ないことが予想される。高等学校に限っても法学部出身者が「政治経済」や「現代社会」を担当しているとは限らない。現在、法教育推進協議会では民法を中心とした法教育教材および小学校における法教育教材の開発が進められている(註53)。すぐれた教材開発の必要性を否定するものではないが、現場の教員が法教育研究会の示す「法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を受け、指導できるレベルに達しているかというと、はなは

だ心もとない（註54）。法教育研究会では教員研修についても開催要項の目的のイで「教育関係者・法曹関係者による法教育に関する取組等」を検討するとしていたが、十分に検討されたとはい難い（註55）。2009年の裁判員制度実施を控えている現在、現職教員への研修等の機会の保障と教員を目指す学生への対応は緊急の課題であると思われる（註56）。「犯罪被害者等の人権」に関しては、刑事裁判に関する研修や実際の裁判傍聴、あるいは司法関係者や犯罪被害者等の講演を聞くといった研修も不可欠であろう。

3つ目は、「犯罪被害者等の人権」を考える前段階として、法、法の支配、司法、人権、裁判、犯罪、刑罰といった事柄を問い合わせ直す必要性である（註57）。こうしたテーマに正面から向き合わない法教育は、「法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付ける」ことができないばかりか、結果的に「現在の法律をきちんと守る」という遵法意識の育成に重点をおいた教育になってしまふ危険性があるのではないだろうか。そうした意味で、法教育の担い手となる教員には、常に自明とされていることを問い合わせ直す意識と能力、態度が求められると考える。

### 註

註1：法務省にはビデオ「裁判員制度一もしもあなたが選ばれたらー」（2004年）、最高裁判所には映画「評議」（2006年）、「裁判員制度ナビゲーション」（2008年）、「裁判員選任手続きパンフレット」（2007年）、弁護士会には日弁連主催「全国高校生模擬裁判選手権」（2007年度～）などがある。

註2：「ジャッジ」（NHK）「7人の女弁護士」（テレビ朝日）、「島根の弁護士」（フジテレビ）、「弁護士のくず」（TBS）、「行列のできる法律相談所」（日本テレビ）、「バラエティー生活百科」（NHK）など。

註3：本稿が用いる「犯罪被害者等」は「犯罪被害者等基本法」第2条が示す「犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族」と同じである。

註4：裁判員制度については制度自体の問題を指摘する意見もある。たとえば小田中聰樹「裁判員制度の批判的考察」（丹宗暁信・小田中聰樹編『構造改革批判と法の視点』花伝社、2004年）、民科法律部会編「法の科学 36 特別増刊号」（日本評論社、2006年）、渡邊弘「法教育——司法改革の動きとシティズンシップ」（シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』晃洋書房、2006年）など。

註5：本村洋さんの詳しい状況は、たとえば2007年版の「犯罪被害者白書」の「遺族の思い」など。

註6：法務省に設置された法教育研究会が2004年11月4日に提出了した「報告書—我が国における法教育の普及・発展を目指してー」と4つの教材を出版したもの。

註7：『判例時報』1380号、p.95

註8：当時22歳だった岡本真寿美さんは、ある日、自分とは全く関係のない事件に巻き込まれ、全身の90%に火傷を負って瀕死の状態に陥った。その後、彼女は10年間で25回の皮膚移植を重ね、全身を襲う痛み、医療費の取り立て、社会の偏見などの中で生きてきた。（東大作『犯罪被害者の声が聞こえますか』より作成、講談社、2006年）。

註9：弁護士として実務の第一線で活躍するとともに、第一東京弁護士会会长、日弁連副会長などを歴任。1997年10月10日、弁護士として関わった業務に関して逆恨みした人物によって妻を殺害された。遺族となって初めて犯罪被害者支援制度が全くないことに気づき、「全国犯罪被害者の会」を設立して代表幹事に就任。犯罪被害者の権利と被害回復制度の実現を目指して活動している。

註10：『法律時報』は（71巻10号、1999年9月）は特集「犯罪被害者の権利」（pp.4-77）、『ジュリスト』は（No.1163、1999.9.15号）は特集「犯罪被害者の保護と救済」を組んだ。

註11：「論点整理」の全文は、

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/1221ronten.pdf>

註12：主な内容は、①公判傍聴への配慮、②公判記録の閲覧とコピーの許可、③証人への付き添いや遮へい措置、ビデオリンク方式の導入、④被害者による意見陳述の導入。

註13：「意見書」は、法科大学院や裁判員制度に関しては具体的な提案を示している。なお「意見書」の全文は、

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/参照>

註14：「キーパーソンズ・岡村勲」（10月5日）、クローズアップ現代「犯罪被害者をどう守るのか」（10月24日）、NHKスペシャル「犯罪被害者をどう守るのか」（12月22日）。

註15：日本弁護士連合会とその活動、第46回大会の様子については<http://www.nichibenren.or.jp/>参照。

註16：「日弁連新聞」2003年11月1日、第358号より

註17：主な内容は次のとおりである。

○目的（第1条）この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

○対象（第2条2項）「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

○基本理念（第3条）

- 1 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになる

までの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

註18：基本方針として、①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら行われること、が示された。また、重点課題として、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組、が示された。

なお「犯罪被害者等基本計画」の全文は

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/seihu/seihu.html>参照。

註19：詳しくは『法律時報』71巻10号、1999年版「犯罪白書」、犯罪被害者のための施策を研究する会「犯罪被害者のための施策に関する調査・研究（中間まとめ）」（2004年12月）などを参照。

註20：安部哲夫「ドイツ」（『法律時報』71巻10号、1999年、pp.66-67）及び岡村勲監修『犯罪被害者のための新しい刑事司法』（明石書店、2007年、pp.93-103）による。

註21：赤池一将「フランス」（『法律時報』71巻10号、1999年、pp.68-69）及び岡村勲監修『犯罪被害者のための新しい刑事司法』（明石書店、2007年、pp.103-106）による。

註22：岡本美紀「アメリカ」（『法律時報』71巻10号、1999年、pp.74-75）による。

註23：戸波江二「被害者の人権・試論」（『法律時報』71巻10号、1999年、pp.17-22）

註24：前掲「被害者の人権・試論」p.17

註25：前掲「被害者の人権・試論」p.17

註26：前掲「被害者の人権・試論」p.19

註27：前掲「被害者の人権・試論」p.19

註28：前掲「被害者の人権・試論」p.21

註29：犯罪被害者の権利について、たとえば2004年6月に自民党が発行した「憲法改正のポイント—憲法改正に向けての主な論点—」には「日本国憲法は、刑事件の加害者、被告人の権利は數カ条を費やしてこれを保護していますが、犯罪被害者の保護については一切の言及がありません。（中略）しかし、犯罪被害者がその犯罪に関する刑事裁判から疎外されることは、被害の回復を遅らせるとともに、刑事手続に対する不信感、不満感を増幅させることにつながります。私たちは、犯罪被害者の迅速で完全な被害回復ができるよう、憲法において、こうした権利を保護することも十分検討に値すると考えています」とある。その後に発表された同党の「新憲法草案」では、第25条の3に「犯罪被害者は、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する」と明記された。

註30：詳しくは長谷部恭男『憲法とは何か』（岩波新書、2006年）の「第1章 立憲主義の成立」pp.17-21参照。

註31：前掲『憲法とは何か』p.21

註32：西原博史「保護の論理と自由の論理」（西原博史編『岩

波講座 憲法2 人権論の新展開』岩波書店、2007年）p.286

註33：長谷川正安『新版 憲法学の方法』（日本評論社、1968年）等によれば、法とは法意識（法についての人々の意識や理念など）、法規範（法意識が実定化された憲法・法律・条例・政令・判例など）、法制度（法規範に基づく議会・内閣・裁判所・地方自治体や裁判制度など）という3要素から構成される社会現象ないし社会関係であり、これら3つの要素の間に存在する相互関連性によって変化するものであるとされている。この考え方方に立てば、日本国憲法という規範が法意識や法制度との相互関連によって内容が変化することは当然である。ただし、その範囲や限界に関しては憲法改正権や憲法制定権とも関連しながら多くの論点があるが、ここでは取り上げない。

註34：法務省の法教育研究会は法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義している。また、法教育の目的について「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと」としている。

註35：「人権主体としての個人」に注目した法教育については、北川善英「人権教育論の課題——法教育との関連で」（『部落問題研究』185号、2008年）参照。

註36：詳しくは、橋本康弘・野坂佳生『“法”を教える一身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書、2006年、p.9-16）参照。

註37：法教育研究会『はじめての法教育』（ぎょうせい、2005年、pp.12-13）

註38：前掲『はじめての法教育』p.13

註39：「犯罪被害者等基本法」第20条の「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする」についても十分応えていない。

註40：「司法」の单元については、詳しくは前掲『はじめての法教育』pp.112-131参照。

註41：前掲『はじめての法教育』p.115

註42：前掲『はじめての法教育』p.115

註43：詳しくは、前掲『はじめての法教育』p.123参照。

註44：「犯罪被害者等基本計画」

註45：こうした状況の原因は「まとめにかえて」で扱う。

註46：「犯罪被害者等基本計画」には「文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める」と

ある。

註47：前掲『はじめての法教育』に示された「高等学校段階になると、より高度な理解が可能であることを前提に、法的な諸問題について考察させるとともに、確かな根拠に基づいて公正な判断を行わせることも重要になる」(p.15)、及び「法的に関連がある重要な事実、争点を見極め、重視するべき基本的価値を明確化することも重要になる。さらに、一人ひとりが法をつくる主体であるという認識を持つことも重要となる」(p.15)を参考にした。

註48：独立した単元設定が難しい場合、司法制度、特に刑事裁判学習の中で犯罪被害者等の具体的な体験を紹介し、「犯罪被害者等基本法」などを用いながら「犯罪被害者等の人権」を扱う方法もある。

註49：犯罪被害者等が生まれない社会を考えいくと自由と安全の関係を問うことにもなる。「リスク社会」ともよばれる現在的な問題を考えるにあたっては、『ジュリスト』(No.1356)の特集「国家は撤退したか」(pp.2-126)が参考になる。「テロリストが乗った民間機を撃墜することは認められるか」といったテーマや防犯カメラによる監視社会の問題などが論じられている。また前掲『はじめての法教育』が「価値的には優劣がつけられない解答が幾つもある中で、一つの回答を選んだ根拠、理由などについて考えたことを表現する力を身に付けることも重要」(p.15)であると指摘していることをうけて、発展学習では紙上討論により、それぞれの子どもたちが複数の主張とその理由を理解した上で、さらに自分の意見を主張することを通じて法的な思考力を養うことをめざした。

註50：渡邊弘「司法・裁判システムに関する教育」(全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』現代人文社、2001年, pp.37-42)

註51：高倉良一「教員養成学部における法教育担当者養成の試み」(全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』現代人文社、2001年, pp.142-162)。

また、田中成明『法学入門』(有斐閣、2005年)はリーガルマインドの獲得について「リーガルマインドが具体的にどのようなものか、公理・定式などの形で明確に示されているわけでもなく、誰かが手取り足取り教えてくれるものでもない。リーガルマインドを身につけるためには、相当期間の教育・訓練・経験が必要であり、大学で法学教育を受けただけで身につくようなものではなく、実務の現場でナマの問題を扱いながらノウ・ハウを学ぶオン・ザ・ジョブ・トレーニングが不可欠である」と述べている。

註52：たとえば法教育推進協議会の座長を務めている大村敦志は「としょかんライオン考——子どもとともに法を考える」(『ジュリスト』No.1353),『父と娘の法入門』(岩波ジュニア新書、2005年)などを提供している。

註53：法教育推進協議会の議事録については、

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/>参照。

註54：たとえば第8回法教育推進協議会で報告をおこなった千葉大学付属小学校の向井浩二教諭は裁判員制度を扱った授業で被告人が黙っていることに疑問を抱いた子どもたちに、「実は、黙ってたら黙ってたで不利になるわけよ。ずるいとかうんぬんじゃなくて、それはそれでひとつの不利な条件になっちゃうわけ。……だから黙っていることが必ずしもいいことじゃないわけよ。……黙ってるから重くなることもよくあるわけ」(2006年6月11日のNHK教育放送「わくわく授業 わたしの教え方より」)と説明している。なお、授業の実践報告は、

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/gaiyou08-01.pdf>、また第8回法教育推進協議会の議事録は、<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/gijiroku08.pdf>。

註55：法教育研究会の議事録は、

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/>

こうした中、第13回法教育研究会における野坂佳生弁護士の報告が、現場の教員の実情や課題を示唆していく興味深い。すなわち「福井県での弁護士会における法教育推進のための活動状況と課題」と題した報告の中で、「法教育の意義と可能性」という研修を受けた高校教員の様子が紹介されている。野坂によれば参加者の反応は良かったが、自分がやるという話になると大半の教員が「しり込み」をしたという。その理由を「先生方自身が、法教育がベースとしている基本的なものの考え方とか、今の近代立憲民主主義社会が寄って立っている思想的なベースみたいなものを、ご自分たち自身があまり体系的な教育を受けてきておられないのですよね。簡単に言ってしまえば、自分自身の知識に不安があって、教える自信がないんだという話になってくるわけです」と語っている。さらに、こうした「しり込み」は他の場所でも同様であると指摘した上で、次のような解決策を示している。

○教材とは別に相当詳細な指導マニュアルをつくること。

○教員自身が教える中身を学ぶ研修の機会をつくること。

註56：『はじめての法教育』でも、①教員志望の学生等に対する指導の充実、②免許状取得にあたって現行の日本国憲法に加えて、社会科や公民科に関する「教科に関する科目」の中に法教育的な内容をとりいれる等、の必要性が指摘されている。しかし法教育本来の趣旨からすれば教員志望の学生等全てが対象とされるべきであり、教育職員免許法の改正等も検討すべき課題の1つであると考える。

註57：たしかに法教育推進協議会では専門家による講義もおこなわれた。たとえば橋爪大三郎「社会における法の役割」、田中成明「法の社会的役割と基本的価値の理解のために」、猪木武徳「経済と法、およびその教育について」、佐藤幸治「日本国憲法の保障する『基本的人権』の意味について——『法教育』との関連において」などである。しかし講義が契機となって議論が深められることはなかった。

法教育の前提を考察する契機として、渡辺洋三『法を学ぶ』

(岩波新書, 1986年), 『法とは何か 新版』(岩波新書, 1998年), 「岩波講座 憲法 全6巻」(岩波書店, 2007年), 阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社, 2001年), 藤井徳行ほか編『はじめての人権』(法律文化社, 2008年), ニルス・クリスティーエ『司法改革への警鐘』(信山社, 2002年), 長谷川三千子『民主主義とは何なのか』(文春新書, 2001年)などがある。

(2008. 9. 1受稿, 2008. 11. 28受理)